

様式 2

整理番号	消防 - 法不 - 60
------	--------------

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	消防局予防部予防課（第2査察）（06 - 4393 - 6372）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	輸入高圧ガス、容器の廃棄等の命令
概要	市長は、輸入された高圧ガス又はその容器が輸入検査技術基準に適合していないと認めるときは、当該高圧ガス輸入者に対し、高圧ガス及び容器の廃棄その他の必要な措置をとるべきことを命ずることができます。
根拠法令等 及び条項	高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第22条第3項 (https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0100/)
処分基準	高圧ガス保安法第22条第3項 都道府県知事は、輸入された高圧ガス又はその容器が輸入検査技術基準に適合していないと認めるときは、当該高圧ガスの輸入をした者に対し、その高圧ガス及びその容器の廃棄その他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/shobo/
備考	